

平成 23 年 12月 補正予算要求事業調書

1 予算要求事業の概要

No.	事業名(予算の事務事業名)			区分	
3	NPO法人認証等事務(市民活動等支援事業)			新規	拡大 継続
会計区分	款	項	目	所管	
一般会計	2	2	3	市民・スポーツ文化局 市民生活部 コミュニティ推進課 市民活動支援室	
事務事業の位置付け					
しあわせ倍増プラン2009	番号		事業名		
総合振興計画新実施計画	事業コード	7301	事業名	市民活動等支援事業	
根拠法令・条例・規則等	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成23年法律第7号)				
予算要求事業の概要					
内容	平成23年6月に特定非営利活動促進法が改正され、特定非営利活動法人(NPO法人)の所轄庁に指定都市の長が追加された。改正法は平成24年4月1日に施行されるため、当該事務の執行に必要な準備を実施する。				
目的・目標	<p><目的> 改正法に基づき、事務所が本市内のみならず所在する特定非営利活動法人の認証等の所轄庁事務を実施する。</p> <p><目標></p>				
現状と課題	<p><現状(平成23年度末)> 本市に事務所が所在する特定非営利活動法人を含め、埼玉県内に事務所が所在する特定非営利活動法人の所轄庁は埼玉県知事とされているため、本市は所轄庁の事務を実施していない。</p> <p><課題> 平成24年4月1日から、所轄庁の事務を実施するための準備が必要である。</p>				
今後のスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度 所轄庁事務実施の準備 市内のみ事務所を置く法人数 325法人(平成23年4月1日現在) 平成24年度 所轄庁事務の実施 市内のみ事務所を置く法人数 347法人(平成24年4月1日見込み) 				

2 補正予算要求の理由と効果

要求理由	緊急性	平成24年4月1日から特定非営利活動促進法に基づく所轄庁事務を実施するため、12月定例会に条例制定議案の提出と補正予算要求を実施し、所轄庁事務の実施に必要な準備をする必要がある。
	実施義務	根拠法令等 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成23年法律第7号)
効果	他市の実施状況	政令市：なし 条例による事務処理特例による実施7市(静岡市など) 県内他市：なし
	対象者	市内にのみ事務所を置く特定非営利活動法人
	効果	市内の特定非営利活動法人にとって、身近な行政において手続きをすることができる。

3 補正前予算と補正予算要求の内容 (単位：千円)

区分	金額	備考
平成23年度	補正前予算	0 <積算内訳>
	財源内訳	
12月補正予算	補正予算要求	8,526 <積算内訳> 1 NPO法人設立等の手続きに関する手引き作成費用 1,159 2 NPO法人の報告書の縦覧・閲覧場所の整備 5,970 3 NPO法人情報を提供するホームページ構築 1,365 4 所轄庁事務に係る経費 32
	財源内訳	8,526 一般財源
12月補正予算	財政局長査定	2,744 <査定内容> 1 NPO法人設立等の手続きに関する手引き作成費用 1,043 2 NPO法人の報告書の縦覧・閲覧場所の整備 336 3 NPO法人情報を提供するホームページ構築 1,365 4 所轄庁事務に係る経費 0
	財源内訳	2,744 一般財源
<査定理由> 平成24年度当初から特定非営利活動促進法に基づく事務を実施するため、準備スケジュールを勘案し、最低限必要な経費を12月補正予算に計上することとしました。法人の報告書の縦覧・閲覧場所の整備経費については、既存施設で対応可能と判断しました。		
12月補正予算	市長査定	2,744 <査定内容> 1 NPO法人設立等の手続きに関する手引き作成費用 1,043 2 NPO法人の報告書の縦覧・閲覧場所の整備 336 3 NPO法人情報を提供するホームページ構築 1,365 4 所轄庁事務に係る経費 0
	財源内訳	2,744 一般財源
<査定理由> 財政局長査定の内容及び理由について、適正と認められるため、財政局原案のとおりとしました。		